

○国土交通省告示第百五十八号

建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成三年建設省令第二十号）第六条第三項第三号の規定に基づき、国土交通大臣が定める建設発生土の一時置場を次のように定める。

令和五年三月三日

国土交通大臣 斎藤 鉄夫

国土交通大臣が定める建設発生土の一時置場を定める件

建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第六条第三項第三号の国土交通大臣が定める建設発生土の一時置場は、ストックヤード運営事業者登録規程（令和五年国土交通省告示第百五十七号）第二条第三項に規定するストックヤード運営事業者が運営するストックヤード（同規程第二条第一項に規定するストックヤードをいう。以下同じ。）のうち、ストックヤード運営事業者登録簿（同規程第六条第一項に規定するストックヤード運営事業者登録簿をいう。）に登録されたストックヤードとする。

附 則

この告示は、令和六年六月一日から施行する。